

保険料控除証明書の電子データ取得方法のご案内

本サービスでは保険料控除証明書の電子データ(XMLファイル)をご取得いただけます。

● 保険料控除証明書発行サービス トップページ URL <https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/>

こちらから簡単にアクセスできます

● ご案内動画について
本サービスのご利用方法をご案内した動画をご用意しております。本サービストップページに掲載のボタンよりご覧ください。(画面イメージ)

保険料控除証明書発行サービス
電子データ取得サービス
電子データの再発行を
ご希望の方はこちら

「動画はこちら」の緑色のボタンをクリックすると動画を視聴いただけます。

保険料控除証明書の見方

この面を折り返すと、裏面のご説明事項と控除証明書をあわせてご覧いただくことができます。

あわせてご確認ください

この面を折り返すと、裏面の「ご説明事項と控除証明書」をあわせてご覧いただくことができます。

お知らせ
ご契約内容に変更がございましたら、お手数ですが、あて先面記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

※毎年より変わっている場合は、十分確かめさせていただきます。

東京多摩局
料金後納郵便

親展 重要

D8727 70ATNRK9X000001#

保険料控除証明書のご案内

SECOM セコム損害保険株式会社

「年末調整」または「確定申告」の際に必要なとなりますので、大切に保管してください。左下よりゆっくりとはがしてご確認ください。

<差出人>
〒

<取扱店>
取扱代理店/後者
TEL

取扱営業店
TEL

郵送コード

保険料控除証明書の電子データ取得方法のご案内

操作方法の詳細は裏面の「ご案内動画」にてご説明しております。あわせてご確認ください。

- 1 保険料控除証明書発行サービスを初めてご利用いただく際は、「ユーザーID」の新規登録が必要です。ご登録には保険料控除証明書または保険証券などの証券番号がわかる書類をお手元をご用意ください。
- 2 ご登録いただいたメールアドレスへ「ユーザーID」と「初期パスワード」をお送りいたします。ご確認のうえ、本サービスへログインしてください。
- 3 ログイン後、マイページから保険料控除証明書電子データのダウンロードを行ってください。

電子データ取得後のご利用イメージ

ご利用方法の詳細は国税庁のホームページをご確認ください。
「保険料控除証明書発行サービス」で電子データをダウンロードする

電子データで申告する場合 印刷して申告する場合

年末調整 確定申告(e-Taxをご利用の場合) 年末調整・確定申告

お書きのご勤務先が指定する所定の方法で提出します。 ※ 電子データを添付し、オンラインで提出します。 国税庁ホームページに掲載されている「QRコード付証明書等作成システム」を利用し、印刷のうえ提出します。

※年末調整については、お書きのご勤務先が電子データの提出に対応している場合に限られます。事前にご確認のうえご提出ください。

● ご注意
「保険料控除証明書発行サービス」は、住宅ローン控除の適用期間中に限りご利用いただけます。住宅ローン控除の適用期間が満了した場合は、消費税ホットライン(1888)にご相談ください。
住所管理サービスなどのトラブルが発生した場合は、消費税ホットライン(1888)にご相談ください。
<https://www.sompo.or.jp/irs-caution/yujin.html>

◆◆◆◆◆ 保険の対象の所在地 ◆◆◆◆◆
東京都千代田区千代田2-6-2

D8727 70ATNRK9X000001#

平素よりご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際に必要なとなりますので、大切に保管してください。
※「地震保険料控除制度の概要」の「対象となるご契約」に該当しない場合、本証明書はご利用できません。本証明書をご使用の際は、必ず「地震保険料控除制度の概要」および「証明書の取扱い」をご確認ください。

地震保険料控除制度の概要

<対象となるご契約>

- 1 地震保険契約
地震・噴火・津波による居住用財産(※1)の火災、損壊、埋没または流失によって生じた損害を補償する地震保険のご契約
※1 保険契約者と自身もしくは保険契約者と生計を共にされる配偶者・その他の親族が所有し、発着その住居として使用される建物またはこれらの方が所有する家財が対象となります。
- 2 経過措置が適用される長期損害保険契約
地震保険でない長期損害保険契約(年金払積立傷害保険・積立傷害保険・積立火災保険等)のうち、以下のすべてを満たしているご契約
● 保険期間の開始日が平成18年12月31日以前のご契約
● 保険期間が10年以上で、満期返戻金がある積立保険のご契約
● 平成19年1月1日以降、保険料の変更を伴うご契約内容の変更手続きがないご契約(※2)(※3)
※2 地震保険部分の保険料変更(地震保険の中途セット(付帯)を含む)は当該「変更」には該当しません。
※3 保険料の変更を伴うご契約内容の変更手続きがある場合は、その年の1月1日にかのほり、経過措置の対象外となります。

保険料控除証明書の詳細につきましては、あて先面記載のお問い合わせ先までご連絡いただくか、保険会社ホームページをご参照ください。
<https://www.secom-sompo.co.jp/>

令和7年分 地震保険料控除証明書

証券番号: [] 種
ご契約者名: [] 様

払込方法: 一時払

控除対象	地震保険料
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物
保険期間	令和4年7月27日から 5年間(地震保険)
控除対象保険料	11,846円
備考	

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。
令和7年7月5日
SECOM セコム損害保険株式会社
〒102-8645 東京都千代田区千代田2丁目

<ご注意>

- ・控除対象保険料額は本年8月末時点のご契約内容に基づき、本年1月1日から12月31日までのお支払い(予定)保険料を表示しています。なお、本年9月以降に地震保険が自動継続となる場合には、自動継続されたものとして保険期間・保険料を表示しています。
- ・保険期間が1年を超える一括払契約の場合は、控除対象保険料額に、控除対象となる保険料を控除期間の年数で割った金額を表示しています。
- ・分割払(月払)契約の場合は、備考欄に1回分の保険料を表示しています。なお、控除の対象となる保険料は、備考欄に記載の保険料に当年中の払戻額を差引いたものとします。
- ・本年9月以降にご契約内容の変更手続きや解約手続きをされた場合は、控除対象となる保険料が変更となる場合があります。
- ・団体等(勤労先)より証明された契約(団体または集団契約のうち給与控除対象外の契約等)については、取扱店までお問い合わせください。
- ・控除年が空欄の場合は、弊社HPの「12月保険始期のご契約に関する注意事項」を参照のうえ、初年度に適用した控除年におしご記入ください。

<地震保険料控除の適用限度額>

所得額(国税)	①地震保険料		②長期損害保険料(経過措置)	
	年間	年間15,000円限度 年間の支払保険料合計額の控除額	年間	年間10,000円限度 年間の支払保険料合計額の控除額
50,000円限度 (保険料全額)	10,000円まで	10,000円まで	5,000円まで	5,000円まで
	10,000円超過10,000円まで	10,000円超過10,000円まで	5,000円超過15,000円まで	5,000円超過15,000円まで
	20,000円超過	20,000円超過	15,000円超過	15,000円超過

①地震保険料と②長期損害保険料(経過措置)をそれぞれ別契約でお支払いの場合は、両方を合わせて、年間所得額50,000円・住民税25,000円が限度となります。所得控除額の計算方法の詳細や、地震保険料控除の申告に際しての記入番等詳細については所轄の税務署にお問い合わせください。

<地震保険料控除の申告に際してのご注意>

- ・保険の対象が併用住宅(1つの建物内で住宅に使用している部分と店舗等に使用している部分がある建物)の場合、次の計算式によって計算される額が控除の対象となります。

$$\left[\begin{matrix} \text{建物の地震保険料} \times \text{住居部分の総床面積} \\ + \text{家財の地震保険料} \end{matrix} \right] \times \frac{\text{本年の支払戻収額}}{\text{本年の総支払戻収額}}$$
 なお、住宅に使用している部分が建物の総床面積の90%以上の場合には、建物についてお支払いの地震保険料全額を控除の対象とすることができます。
- ・保険の対象が併用住宅の場合、保険料控除証明書に記載の保険料は、上記計算額の全額を表示しています。
- ・ご契約内容の変更や解約のお手続きをされた契約等で控除対象保険料にご不明点がございましたら、取扱店までお問い合わせください。
- ・保険の対象の所在地が「別紙明細書の通り」の場合は、保険証券に添付の明細書をご確認ください。
- ・本年中に本契約を継続され、保険料をお支払いいただいた場合は、継続契約の保険証券に添付の保険料控除証明書をおわせてご使用ください。